〃	第十回	五十億円	九十八円二十銭
〃	〃	十億円	九十八円二十五銭
〃	第十一回	十五億円	九十八円二十銭
〃	第十二回	五十億円	九十七円四十七銭
〃	〃	五十億円	九十七円五十七銭
〃	〃	五十億円	九十七円六十七銭
〃	第十三回	五億円	九十八円六十五銭
〃	第十四回	二十五億円	九十七円六十八銭
〃	〃	百億円	九十七円八十二銭
〃	〃	二十五億円	九十七円八十三銭
〃	〃	三十五億円	九十七円九十三銭
〃	〃	四十五億円	九十七円九十五銭
〃	〃	十五億円	九十八円三銭
〃	〃	六十億円	九十八円八銭
〃	〃	二十五億円	九十八円十二銭
合計		一千三億円	

○財務省告示第二百七十九号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十二年八月三日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十二年八月二十七日　財務大臣　野田　佳彦

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	二億円	百円八十四銭
〃	〃	三十三億円	百円九十銭
〃	〃	四億円	百円九十一銭
〃	第十回	十五億円	九十九円七十銭
〃	第二十回	八億円	九十九円二十四銭
〃	〃	十億円	九十九円二十五銭
〃	〃	五億円	九十九円二十九銭
〃	〃	一億円	九十九円三十銭
〃	第二十一回	六億円	九十九円六十四銭
〃	第二十二回	十三億円	百円五十四銭
〃	第二十五回	十四億円	九十九円十九銭
〃	〃	五億円	九十九円二十銭
〃	第二十六回	四十二億円	九十八円六十三銭
〃	第二十九回	五十四億円	九十八円八十銭
〃	第三十二回	十億円	九十五円八十五銭
〃	第三十三回	二十三億円	九十五円九十四銭
〃	第三十六回	五億円	九十六円七銭
〃	〃	五億円	九十六円九銭
〃	〃	三億円	九十六円十二銭
〃	第三十八回	五億円	九十八円八十八銭
〃	〃	五億円	九十八円九十七銭
〃	〃	百億円	九十八円九十八銭
〃	〃	四十億円	九十八円九十九銭
〃	第四十一回	十八億円	百一円
〃	〃	二十億円	百一円九銭
〃	第四十四回	十億円	百円九十五銭
〃	〃	百五十九億円	百一円
〃	第四十五回	七十億円	百円九十銭
〃	〃	五十億円	百円九十五銭
〃	〃	六十四億円	百一円
〃	第四十八回	一億円	百四円三十八銭
〃	〃	一億円	百四円四十銭
合計		八百一億円	